

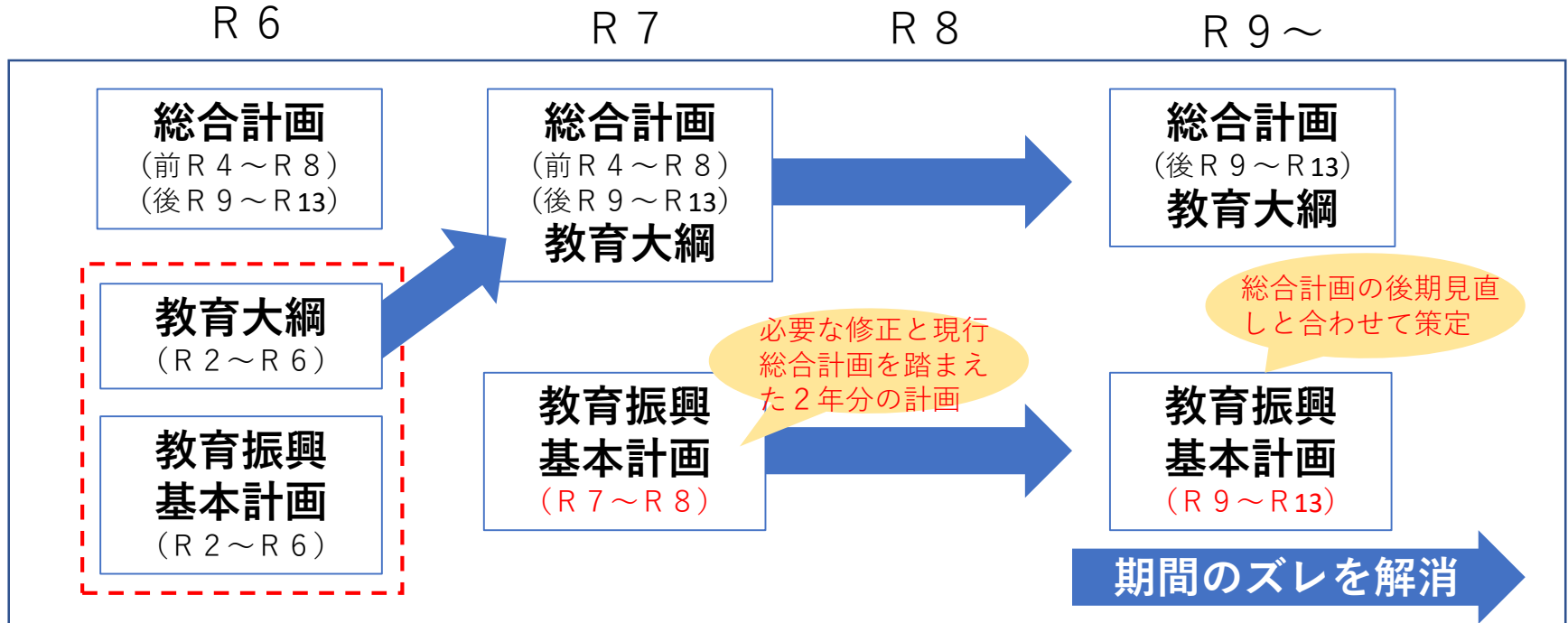
佐渡市教育大綱及び佐渡市教育振興基本計画について

現状と課題

- 教育大綱、教育振興基本計画が今年度末で期限が切れるため更新が必要。
- 一方で、市の最上位計画である総合計画との整合を図る必要があるところ、双方の更新時期にズレがある。
- R 7 以降はスポーツ・文化が首長部局の所掌となるため、その点への考慮も必要。

対応方針

- R 7 以降、教育大綱を総合計画に位置付ける（今の総合計画を教育大綱とみなす）。
- 次期教育振興基本計画はR 7、R 8 の2年分のものを策定し、総合計画とのズレを解消する。
- R 9 の総合計画の後期更新の時期に合わせて、新たな教育振興基本計画を策定。



教育大綱とは

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3により規定されている。
- 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その**目標や施策の根本となる方針**を定めるもの。
- 総合教育会議で協議・調整の上、市長が策定する。

以下の理由により、総合計画の該当項目をもって大綱と位置付ける。

- ① 総合計画が市の最上位計画であり、**市として目指すべき施策の取組の方向性、具体的な目標値を掲げた指標が設定されている**こと。
- ② この上位計画の下に佐渡市教育振興基本計画といった個別計画が体系的に位置付けられていること。

平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知（抜粋）

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する**教育振興基本計画その他の計画を定めている場合**には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、**総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない**こと。